

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機原子炉格納容器内部詳細調査）に係る面談
2. 日時：令和2年12月8日（火）10時00分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機原子炉格納容器内部詳細調査）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

➤ 原子力規制庁からの確認事項に対する回答について

✓ 火災に対する対策

- ◇ 可能な限り不燃性又は難燃性の材料（装置は主に鋼材、ケーブルは難燃性ケーブル）を使用することにより、火災の発生防止及び影響軽減を図る。
- ◇ 作業エリアに配置する監視カメラにより、現場本部から監視して火災を検知する。
- ◇ 作業エリア近傍に消火器を配備し、火災が発生した場合でも初期消火を可能とする。

✓ 内部被ばく防止の対策

- ◇ ロボット搬入部屋は一時的に原子炉格納容器と接続することから、当該部屋内のダスト濃度の上昇が懸念される。当該部屋からの装置の搬出時には作業員が入室する必要があるため、入室前に当該部屋内の窒素を空気に置換するとともに、ダストをフィルタリングして排気することで、当該部屋内のダスト濃度の低減を図る。
- ◇ 作業エリア及び空気置換後の当該部屋内のダスト濃度を測定し、作業員が入室可能であることを確認する。
- ◇ 当該部屋内での作業員の装備は、Rゾーン装備（全面マスク、カバーオール、アノラック上下）とし、退室時にはゴム手袋の交換及び粘着シートを用いた靴裏汚染の除去により、汚染拡大防止を図る。また、Rゾーンからの退域時には除染及び汚染検査を実施し、着脱補助員がアノラックの脱衣を助勢することで、身体汚染の防止を図る。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

➤ 可能な限り難燃性等の対応を図るという方針を適用した上で、作業エリアで使用する可燃物には何があるのか確認し、その材質や物量等を踏まえ、火災時の熱量に見合う消火器を配備するのか説明すること。また、作業エリア周辺に存在するプラント設備の火災についても同様に検討すること。

等を求めた。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所2号機原子炉格納容器内部詳細調査 補足説明資料